

TAKATSUKI

★農委だより

第116号

令和7年1月

編集・発行

高槻市農業委員会

〒569-0067

大阪府高槻市桃園町2番1号

TEL 072-674-7421

http://www.city.takatsuki.osaka.jp/

令和7年
新年のごあいさつ

新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、健やかに輝かしい新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。また、平素から農業委員会活動に対し、農業者の皆さまをはじめ、各関係機関の方々のご理解とご協力をいただき、心から厚くお礼申し上げます。

昨年は、新年早々に発生した「能登半島地震」の混乱に始まり、農業の分野では、世界情勢の変化に端をなす「生産資材の価格高騰」が我々農業者に重くのしかかりました。

新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、日頃から本市農業の振興をはじめ、市政の発展にご支援ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年はいくつ以上の猛暑が続き、全国的に米の価格が高騰するなど、改めて食料安全保障の重要性を再認識させられる一年となりました。

本市の農業を取り巻く環境に目を向けますと、高齢化等による担い手不足、有害鳥獣等による農作物被害の拡大、

また、それを一つの要因とする「令和のコメ騒動」など、生活に直面する食料問題は、多くの国民に農業への関心を持たせることとなった一年であったと言えます。

農業委員会会長
森本 茂

農業委員会は「担い手への農地の集積・集約化」、「遊休農地の解消・防止」や「新規就農の促進」など喫緊の課題解決に向けた活動、いわゆる

遊休農地の問題、農地面積の減少など、依然として大変厳しい状況にある一方で、昨年の農林業祭では新鮮な地元産農産物を求める市民で賑わい、

市長
濱田 剛史

前年を上回る来場者数となるなど、地産地消に対する関心の高まりが感じられます。

本市としては、貴委員会から提出された「農地等利用最適化推進施策等」に関する

「農地利用の最適化活動の推進」への全力傾注に加え、農業者の代表機関として各関係機関との連携強化や、地域に根差した活動に取り組んでいく所存です。これからも委員一丸となり農業振興及び農地の保全等に尽力いたしますので、皆様のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様のさらなるご活躍とご健勝をお祈りし、本年が幸多き一年となりますことを心から祈念いたしまして、新年のご挨拶させていただきます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

意見」の提言を踏まえ、遊休農地の解消や鳥獣害対策などの取組をさらに充実させるほか、各種農業施策を着実に実践・推進してまいります。

また、持続可能な農業の実現に向けて、貴重な農地を良好な状態で次世代に引き継げるよう、地域計画を策定し、さらなる農地の集積・集約化を進めてまいりますので、今後とも皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

本年が皆様にとりまして、輝かしい一年になりますことをご祈念申し上げて、新年のご挨拶とさせていただきます。

高槻市農業委員会
会長副会長
森本 茂常任委員
藤井 博農業委員
上田 佳正
下村 正人
高谷 敏宜
橋本 睦農業委員
荒木 昭三
岩木 為俊
岸田 英雄
田中 徹
辻崎 義次
中村 玲子
向井 俊夫
渡邊 美広農地利用最適化
推進委員事務局長
畑 秀春
石田 和義
土井 一弘
長谷川 剛
田中 徳藏
吉田 隆
和田 康之職員一同
永井 和宏

令和7年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見 肥料等の高騰への対策などを要望し 昨年12月に市長から回答

森本会長（前列左）から濱田市長（同右）へ
意見書を手交



前号でお知らせしました、昨年10月3日に森本会長から濱田市長に手交した、令和7年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見に対し、昨年12月26日に濱田市長から回答がありました。本号では、主要な4項目についての意見とこれに対する市長からの回答をご紹介します。なお、各地区からの意見を含めた全文につきましては、農業委員会ホームページに掲載しています。

【目次】

- 1 都市農業振興施策全般について 3・4面
- 2 地産地消や食育啓発、主産地育成事業の推進について 4面
- 3 農地の保全に向けた農業施設の整備について 4・5面
- 4 農空間を取り巻く良好な環境の形成について 5・6・7面

▼令和7年度農地等利用最適化推進 施策等に関する意見「はじめに」

近年の農業を取り巻く情勢は、世界的な食料情勢の変化に伴う、食料安全保障上のリスクの高まりの中、農業従事者の高齢化や後継者不足による遊休農地の増加や、地震や台風など脅威を増している自然災害、生産資材価格等の高騰が常態化している等、我が国の農業を取り巻く環境は厳しい状況に直面している。

そのような中、国は「平時から国民一人一人の食料安全保障」や「人口減少下でも持続可能で強固な食料供給基盤」の確立と、「環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業」への転換を方向性として「農政の憲法」とされる「食料・農業・農村基本法」を令和6年5月29日に改正、6月5日に公布・施行させた。

また、令和5年4月には「農業経営基盤強化促進法」（以下、「基盤法」と言う。）を改正し、地域が目指すべき将来像を描く農地貸借におけるベースマップにあたる「地域計画」の策定を、令和7年3月31日までに市町村に義務化、農業委員会は計画の策定過程で農業者に対して、農地の意向調査を実施・取りまとめを行い、地域ごとに「目標地図」の素案を策定するなどの役割を担うこととされた。一方、市は本市の豊かな農林業を次世代に繋ぐため「農林業基本計画」を策定、「市民と農林業者がともに目指す豊かな農林業の創造」という基本目標のもと、その実現に向け、農林業者をはじめ、市民や農業委員会を筆頭とする関係組織と協働で様々な施策を行うことにより、農林業のさらなる振興に取り組んでいくとした。合わせて、基盤法の改正を受け、地域で協議を行うことで、地域における農業の現状及び課題、並びに農業の将来のあり方を把握、策定後も地域の状況の変化に応じて「地域計画」の更新も行っていくとしている。

当委員会では、これまで「担い手への農地の集積」・「遊休農地の解消」・「新規参入の促進」といった農地利用のいわゆる「最適化活動」に係る目標を定め、その達成に向けた活動を行うとともに、農業者の代表機関として市や関係組織との連携を図ることにより、農地の適正な利用や農業の持続的発展にも取り組んできた。

このたび、「農業委員会等に関する法律」第38条に基づき、農業者や農業関係団体等の意見・要望を「農地等利用最適化推進施策等に関する意見」として取りまとめた。市においては、本市農業の持続的発展のため、地域における農業の現状及び課題、並びに農業の将来の在り方など、農業者を取り巻く状況を踏まえ、令和7年度の施策立案や予算編成にあたり、本意見を踏まえた所要の措置を講じられたい。

1 都市農業振興施策全般について

①農業経営継続のための支援

(1)相続税納税猶予制度の維持はもちろんのこと、営農者が高齢化している現状に鑑み、免除の確定までの期間については現在の終身から20年に短縮されるように国に強く働きかけられたい。

【回答】相続税納税猶予制度の維持・継続をはじめ、猶予期間の短縮につきましては、国の「都市農業振興基本計画」において講ずべき施策の一つに税制上の措置が位置づけられていることも踏まえ、引き続き様々な機会を通じ、国に働きかけてまいります。

(2)長期化する飼料・肥料・農業等の価格高騰に対し、農業者への市独自の物価高騰対策を引き続き実施されたい。また、関係機関が行う支援についても継続的に行われるよう働きかけられたい。

【回答】物価高騰対策については、「販売農家物価高騰対策支援金」を令和6年度中に予算化し、支援を実施いたします。令和7年度に関しましては、引き続き国や大阪府



現地調査をする委員

の動向を注視した上で検討してまいります。また、関係機関

が行う支援については、情勢を踏まえながら継続的に働きかけてまいります。

(3)経営所得安定対策事業の交付対象水田について「5年水張りルール」があるが、山間地で狭小な水田が多数見受けられる地域では基盤整備も行えず、水張りも困難な状況があるため、やむを得ず畑地化しているのが現状である。事業の活用

に際しては、農地の特性や地域農業の重要性を考慮し、特例措置の設定を考慮していただきたい。

いて検討してまいります。

(4)近年、ガソリンスタンドではセルフスタンドが主流となり、農機具用燃料の確保に苦慮している。給油取扱所における規制が強化されている状況は理解するものの、農業者が農作業に必要な燃料を購入しやすくなるような仕組みを研究し、創設されたい。

【回答】令和5年12月に危険物の規制に関する政令が一部改正され、給油取扱所におけるガソリン等の容器詰替えについて、法令上明確に位置付けられました。本市としましては、今後も国や大阪府の動向を注視しながら、消防法により定められた取扱いの基準等に基づき、市内のガソリンスタンドに対し、適切に説明及び指導を行ってまいります。

(5)次代への農業の継承には農業用機械は必需品であるが、新たに購入するとなると高額であり、継承を諦めざるを得ない状況がある。中古の農業用機械が安価で購入できるよう、市、あるいは関係機関による農業用機械に係る「あつせん事業」の仕組みの構築を検討されたい。

【回答】農業用機械の購入については、補助金の活用や共同化等の推進により費用負担の

軽減を図りつつ、中古の農業用機械のあつせん事業についても、関係機関と連携を図りながら、研究してまいります。

②優良な担い手の確保や受託組織への支援
担い手の高齢化や離農、営農規模の縮小が進み、遊休農地が増加傾向にあり、発生防止の観点からも担い手の確保は喫緊の課題である。子ども世代のUターンや他市町村からの定住による農業従事希望者を募るなど、優良な担い手の確保・育成支援に取り組むとともに、各種の条件緩和などで受託組織に対するさらなる支援・拡充を図っていただきたい。

また、行政を筆頭に関係機関、及び地元実行組合と課題共有のもと連携強化を図っておられるが、実効性のある具体的な施策展開に力を入れていただきたい。

【回答】地域の農業者や関係機関と連携し、新規就農者等への技術指導、農地の紹介及び農地拡大等のサポートを行うことで、担い手不足及び遊休農地の解消に努めてまいります。

また、大阪版認定農業者支援事業の補助金を活用し、受託組織を支援するなど、優良な担い手の確保や育成に向け

た施策を展開してまいります。

③農地の適正管理

遊休農地の状況を考察すると、特に他地区からの耕作者や相続で取得した所有者等が農地の管理が不十分で、隣接農地の営農に支障が出ているほか、隣接する住宅では生活環境への影響も出ている。農地の適正管理についての啓発活動を実施するとともに、周辺農業者等から苦情が出ないような遊休農地対策の強化策を検討されたい。

【回答】関係機関と連携を図りながら、引き続き遊休農地の解消及び農地の適正管理の啓発に努めてまいります。

④高温対策品種（水稻）の開発

毎年記録を塗り替える猛暑に対応するには水稻の高温耐性を持つ品種の導入が喫緊の課題である。大阪府では高温耐性品種がすでに産地品種銘柄として複数登録されているが、このような品種の作付けが可能となるよう、関係機関に働きかけられたい。

【回答】高温障害への対応品種の導入については、引き続き、国、大阪府及び関係機関の動向を注視し、府内の高温障害の状況や研究状況等の情報収集と情報提供に努めてまいります。



稲刈りを行う小学生たち

⑤農業者と行政の積極的な意見支援

農業者が抱えている問題は多岐にわたり、中には早急に取り組んでいただきたい案件もある。これら諸問題の解決にあたっては、まずは行政、関係機関、並びに地元実行組合による協議の場を設定することが必要である。地区別に定期的な意見交換会を開催することで、各地域が抱えている農

業を継続していく上での問題の共有と、とりわけ本市のような都市農業を保全していくための施策、並びに小規模農家に対する支援策の強化に努められたい。

【回答】地元農業関係団体や地域との意見交換を行っておりますので、引き続きこれらの機会を通じ、地域の実情に応じた効果的な施策の実施に努めてまいります。

2 地産地消や食育啓発、主産地育成事業の推進について

①学校学習田支援事業

学校学習田事業は次代を担う子どもたちに対し、食の大切さに加え、地域の良好な都市環境の形成や維持等、農地が多面的な機能を果たしていることを教える貴重な体験の機会と

なっている。

しかし一方で、事業を担う実行組合員の高齢化が避けられない状況にあり、近い将来、方針や体制・組織の見直しが課題になることが予想される。事業の実施と課題解決に向けた対策を講じるとともに、事業の継続に向け、行政並びに農業関係機関のさらなる財政的支援や協力を求めたい。

また、未実施校についても貴重な体験の場の提供を行われるよう図られたい。

【回答】学校学習田事業につきましては、児童が農業や自然環境、食に対する理解を深めるだけでなく、地域・保護者の方々とともに力を合

せて取り組むことで、地域と学校のつながりを深める契機にもなっており、令和6年度につきましても小学校30校で実施させていただきます。

今後予算確保に努めるとともに、課題解決と事業継続に向けて、協力農家や関係各所と引き続き連携を図りながら、支援してまいります。

②学校給食における地産地消の推進

学校給食において地域で作られた農産物を提供することは、次代を担う子どもたちに日本の良き食文化や食生活を守り伝えるという点で大きな役割を果たしている。地産地消の推進、並びに地域農業の活性化、また農業者が意欲的に取り組むためにも、すべての学校給食に生産価格に見合う買取り価格が実現されるよう、他地域の農産物

と区別し、地元の高槻産農産物の特別枠・価格の設定をされたい。

また、米飯給食において、麦との混合で地元高槻産米を提供されているが、高槻産米の本来的味を子どもたちに教えるためにも、提供方法の見直しを検討されたい。

【回答】高槻産農産物につきましては、引き続き学校給食において可能な限り使用するよう努めてまいります。また、米飯給食の麦との混合による提供については、学校給食摂取基準を踏まえ、バランスよく適切に組み合わせたと上、実施してまいります。また、農産物の買取りにつきましては、規則等に基づき契約を行っておりますが、農業者が意欲的に学校給食への供給に取り組めるよう努めてまいります。

3 農地の保全に向けた農業施設の整備について

①農道や農業用水路等の整備及び管理

農道や農業用水路等は都市農業の維持発展に欠かすことのできない重要な基盤である

が、老朽化や集中豪雨に起因した

甚大な被害により利用に支障をきたしている現状がある。また、災害等により被害の現状把握がなされないことで、二次的な災害を招く可能性も生じ

る。耕作条件を改善し、農業を効率的・安全に行っていくことで遊休農地の発生防止も期待できる。そのため、農道・農業用水路の整備・改良・補修に係る事業予算の拡大・拡充を図るとともに、特に災害時は管理者による河川の護岸、農道・農業用水路、及びため池の農業用施設の点検等を通じた安全対策を適切に講じられたい。

【回答】市が管理している農道や水路につきましては、整備・改良・補修に係る予算を確保し、適正な維持管理に努めてまいりますとともに、地元農業関係団体等と協議・調整の上、農業基盤保全事業の予算確保に努めてまいります。また平常時及び災害時の河川、水路、ため池の点検を引



手交式後、濱田市長と意見交換

き続き実施してまいります。

②農業基盤保全事業の利用推進

農業者が継続的に営農できるように農業予算を大幅に増額されたい。農業基盤保全事業の一般土地改良事業における畦畔等改良整備に係る一事業200万円の限度額の撤廃や、棚田等の農地にも当該補助金の活用ができるよう、受益面積10a以上及び直高0.9m以上の畦畔等工事の利用要件を見直し、地域の実情に沿った制度設計を実施されたい。

【回答】農業基盤保全事業の一般土地改良における畦畔等改良整備の採択基準につきましては、限りある補助金を有効に活用するため、これまで通り実施してまいります。また、複数年度にわたる事業の実施が可能となっておりま。

また、需給調整促進特別対策事業は国の制度と協調した事業であるため、現行の事業の活用をご検討ください。

③農業用水の確保対策

農業用水が不足する地区において用水を確保するため、複数の井戸の新設が必要である。また、各地に点在するため池（個人所有であっても地域で使わざ

れ水利権が発生する等）の整備・

改修は農業用水の渇水対策のみならず、防災対策としても意義があるため、公共的な側面と地域の実情を十分考慮し、市による整備、あるいは費用負担を考慮されたい。

【回答】地元農業関係団体等が所有する農業用水確保のための井戸及びため池につきましては、農業基盤保全事業の活用をご検討ください。

④小規模な農地の集約化事業について

効率的・経済的な農業を営むため、小規模な耕地整理が実施できるような制度を創設されたい。

【回答】小規模基盤整備事業につきましては、さらなる周知に努め、農業者の要望や実情に応じた効果的な事業を実施してまいります。



藁を利用したクリスマスリース作り

4

農空間を取り巻く 良好な環境の形成について

①有害鳥獣対策

たい。

有害鳥獣被害の防止を目的に、「鳥獣被害防止特措法」が平成19年に成立し、国において広域鳥獣被害総合対策事業を実施しているものの、有害鳥獣による農作物の被害はあとを絶たない。農業者の耕作意欲を低下させないよう、国に対し、本事業の継続実施を強く働きかけるとともに、市においても地域主導による対策をうたう本法の趣旨に則り、以下の意見について対応されたい。

(1)本事業の継続実施を強く働きかけられたい。また、従来から実施されてきた有害鳥獣対策事業の諸予算を増額し、補助額5割を確保されたい。

【回答】国の実施する広域有害鳥獣被害対策関連事業を活用しつつ、従来から実施している有害鳥獣対策に対する農業者の需要も高いことから、引き続き予算の確保に努めてまいります。

(2)有害鳥獣の防護柵の設置補助に係る予算を増額するとともに既存防護柵の補修や電気柵の設置に係る工事費や電気代等の運用費についても補助の対象とされたい。

【回答】有害鳥獣による被害状況調査の結果や各地区からの有害鳥獣被害防止施設設置事業の申請状況等も踏まえ、引き続き予算の確保に努めてまいります。また他市事例等も踏まえて補助対象経費の範囲について、調査・研究に取り組んでまいります。

(3)有害鳥獣の捕獲檻の設置補助に係る予算の拡大に取り組まれたい。従来の囲いわな・箱

わなだけでは効率的な防除ができいていないことから、くくりわな等の使用許可、あるいは監視機能付箱わなの設置をされたい。また、アライグマによる農作物への被害が多く檻が不足しているため、さらに増加

【回答】くくりわな等の性質と危険性等を踏まえ、有害鳥獣駆除に係る使用について、調査・研究してまいります。また捕獲檻の効率かつ適正配置に向けて、地元農業関係団体等と協議し、檻の再配置等



農地に広がるレンゲ畑

により有効活用を図ってまいります。なお、監視機能付箱わなに関しては、国と協力して一部試験運用を行っており、引き続き、調査・研究に取り組みます。

アライグマによる被害対策については、捕獲檻を増加し、檻の貸出体制の強化を図ってまいります。

(4)わな猟免許の補助金はあるが網猟免許は対象外であるため、補助金対象を拡大されたい。

【回答】わな猟免許の補助につきましては、地区の要望に基づき市が設置している檻の見回り等を安全に行うため、実行組合が必要と認められる方を選定いただき、補助を実施しているもので、銃・網等の一般狩猟の補助につきましては

対象としておりませんが、他市事例等も踏まえ調査・研究を行ってまいります。

(5) 近年は特にサルによる農産物の被害が増加傾向にあるため、至急対策を強化されたい。

【回答】サル等による農作物への被害対策につきましては、猟友会や関係機関との連携を図りながら、農作物被害の防止に努めてまいります。また有害鳥獣被害防止施設設置事業の活用もご検討ください。

(6) 農産物に被害をもたらす鳥獣は下記に列記するように多岐にわたっており、被害状況も異なる。個人で対策を取っているが限界があるので、市によって実施されている「被害状況



定例総会の様子

ジャンボタニシについては各農業者で駆除・防除対策を実施しているが、市内全域の水田で年々被害が拡大している状況下であり、個々での対策に限界がきている。市による被害状況調査の実施と有効な対策方法等について、あらゆるメディアを通じて情報収集、並びに研究を行い、有効性のあるものについて市内の農業者に対して周知啓発・情報提供されたい。また、

調査」を自給的に栽培している農作物にも範囲を広げどれほどの被害が発生しているかの実態を把握し、有害鳥獣の特性や地域の実情に応じた対策を実施されたい。(農産物に被害をもたらす鳥獣) イノシシ、シカ、サル、アライグマ、ヌートリア、ハクビシン、カラス、ヒヨドリ、スズメ等

【回答】農産物に被害をもたらす様々な種類の有害鳥獣の対応につきましては、被害状況調査の内容を見直し、猟友会や関係機関との連携を図りながら、農作物被害の防止に努めてまいります。

②ジャンボタニシの防除対策

ジャンボタニシについては各農業者で駆除・防除対策を実施しているが、市内全域の水田で年々被害が拡大している状況下であり、個々での対策に限界がきている。市による被害状況調査の実施と有効な対策方法等について、あらゆるメディアを通じて情報収集、並びに研究を行い、有効性のあるものについて市内の農業者に対して周知啓発・情報提供されたい。また、

農業者にとつて防除薬剤等に係る費用についても負担が大きいものとなっているため、市による駆除対策の実施や、防除薬剤の無料配布等を含めた施策を実現されたい。合わせて、昨今、猛暑による水温上昇が原因とされる藻の異常発生被害が多発している。これについての駆除剤経費負担の軽減のための補助金の検討も願いたい。

【回答】ジャンボタニシの被害防除対策については、大阪府や関係団体と連携し、被害防除に向けて情報提供しますの、地域での水路清掃活動や、利水管理等において防除に努めていただくようお願いいたします。

面的一斉駆除や農薬等に対する支援について、補助制度の調査・研究を行ってまいります。また藻の異常発生についても、関係機関と連携して調査・研究してまいります。

③不法投棄への対策

農道も含めた道路に隣接する農地は、ゴミの不法投棄やペットの糞等の被害に悩まされている。特に空き瓶、空き缶等の投棄は農薬用機械の損壊の原因となり、農作業上の怪

我の原因にもなる。「高槻市まちの美化を推進する条例」を改正し、同条例で定める「その他の公共の場所」に、道路に隣接する農地や山林等も含め、不法投棄者に対する指導を実施されたい。また、悪質な違反者に対しては、個人名の公表等の罰則規定を設けることで、

実効性のある運用ができるよう見直されたい。また、農道も含めた道路に面した農地へのゴミの不法投棄抑制のため、道路に面した部分に高さ1.5m以上のフェンスの設置に対する補助制度を市において創設することを改めて検討されたい。

【回答】不法投棄につきまして、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」におきまして農地や山林に関わらず規制されており、個人及び法人ともに罰金や懲役等の罰則が設けられております。公共の場所へ不法投棄があった場合には、対策も含めてその場所の管理者へ、私有地の場合には警察



安満遺跡公園の農産物即売会

へご相談ください。

また、不法投棄抑制につきましては、今後も告知看板等による啓発等には努めてまいります。フェンスの設置につきましては、各農業者や地元農業関係団体等での対応をお願いいたします。

④農業用水路等の管理

農業用水路における不法投棄、汚泥、土砂、空き缶等のゴミの堆積や葎や水草の繁茂は、悪臭や下流への流れの阻害の原因となっており、近年の集中豪雨の際に度々発生する水位の急上昇の一因にもなっている。定期的な点検と浚渫工事、三面護岸（U字溝）工事施工等



調査員たちが農地利用状況調査を実施

の実施に取り組まれない。近年は雑草類の生育も早いので、水利組合員等での作業が困難な小溝の土砂、雑草の除去実施のサイクルを短縮されたい。さらには、地域の要望に沿って実施されている池・川・水路等の除草、ゴミの回収を継続されたい。

【回答】市が管理する公有水路につきましては、引き続き清掃等を行い、機能維持に努めてまいります。

また、草やゴミの回収につ

きまして、地元農業関係団体等と連携しながら、継続してまいります。

⑤農道の管理

農道等での迷惑駐車が年々増加しており、農作業に支障をきたしているため、関係機関と連携し、警告看板の設置や地元実行組合と協力したパトロールの強化等の対策を講じられたい。

【回答】農道等での迷惑駐車等につきましては、地域において対応いただくとともに、

告知看板等による

啓発に努めてまい

りますが、指導等

が困難な場合につ

きましては、関係

機関と連携した対

応をお願いいたし

ます。

⑥ため池の適正な

管理

理に係る整備を早期に行っていただきたい。また、重ねて菱やアブラ・クリスタータ（オオアカウキクサ）等の駆除対策にも取り組まれない。

【回答】ため池の耐震診断につきましては、現在、大阪府が防災重点農業用ため池を対象に一定規模以上のため池から順次実施しておりますが、その他の規模のため池につきましても、早期実施を要望してまいります。

また、菱等の駆除対策につきましては、日常管理の一環としてご対応ください。

⑦農業用水の水質保全

農業用水路やため池において、ゴミ等の不法投棄や近隣で開発が行われた事業所や幹線道路等から流入する油類により水質汚染が生じている。

特に産業廃棄物等による異臭やレジ袋等のごみ・ホコリの飛来により健康被害の影響、

ひいては、農業用水の水質悪化も懸念される。農業用水路・

ため池の水質保全のため、定期的な水質検査を実施し水質

改善に向けた近隣の事業所等への指導、また、地域の実情

に応じた排水対策の指導を徹底し対策を講じられたい。

底し対策を講じられたい。

【回答】農業用水路や河川等の水質検査につきましては、令和6年度現在、市内21地点において定期的に実施し、その結果を市ホームページ等にて公表しております。

また、パトロールや通報等により水質汚濁等が確認された場合は、速やかに流出した油の回収や流出防止対策を行うとともに、原因者に対する改善指導を行うなど、今後も水質の保全に努めてまいります。

⑧良好な農空間の維持

農地は地産地消による食の安全、安心はもとより、周辺環境に大きな役割を果たし、災害時の緊急避難地にもなるなど、とりわけ都市農地の保全は重要であり、その重要性を鑑みた施策を継続されたい。また、近隣での開発事業にあたっては、周辺農地の用排水に支障をきたさないよう、事業者に対して地元実行

組合等と十分に協議するよう指導されたい。

【回答】農地の多面的機能の保全と活用に向けて、地域の共同維持管理活動に対する支援や各種イベント等を通じて理解促進を図るなどの施策を継続してまいります。また開発事業につきましては、開発事業者に対し、開発条例における本市との事前協議の際に、周辺の営農に支障をきたさないよう、地元農業関係団体との協議・調整を図るよう引き続き指導してまいります。



府下全農業委員会が集う農業委員会大会



挨拶をする森本会長

Photo News



挨拶をする濱田市長

第51回農林業祭を開催

農地転用の許可申請手続き 期間が変更されます

農業経営基盤強化促進法等の改正に伴い、市街化調整区域の農地転用許可申請手続き期間が変更されます。

従来の手続き期間は約2か月でしたが、令和7年4月以降は、最短で約3か月となります。

また、令和7年2月以降の許可申請は移行期間になり、手続きに時間を要する場合がありますので、ご注意ください。

11月17日、史跡嶋上郡衙跡で第51回農林業祭が開催されました。当日は約5千人の方が来場し、開会時間前から農産物の販売に長蛇の列ができるなど、大変賑わいました。

また、農業委員会のブースでは、高槻の農業をテーマにしたパネル展を開催。今回の農林業祭は盛況のうちに終わりました。

高槻市より販売農家物価高騰対策支援事業のお知らせ

令和5年の農産物の販売金額		支援金の額
1万円以上	10万円未満	5千円
10万円以上	50万円未満	1万円
50万円以上	100万円未満	2万円
100万円以上	500万円未満	3万円
300万円以上	500万円未満	6万円
500万円以上	1,000万円未満	10万円
1,000万円以上		30万円

申請書類：・支援金交付申請書兼請求書
・令和5年の売上を証する書類の写し（※）
・住所が確認できる書類、振込先通帳等の写し（※）
（※）省略できる場合があります。

申請期限：令和7年2月28日（金）必着

申請方法：申請書類を郵送で提出

（申請書は市HP、市農林緑政課窓口、JA各支店で配布）

宛 先：〒569-0067 高槻市桃園町2番1号

（高槻市 農林緑政課 支援金担当宛）

問合せ先：072-674-7402（高槻市 農林緑政課支援金担当）

高槻市では、農業資材等の物価高騰の影響を受けている高槻市内在住の農業者の方へ農産物販売金額に応じて支援金を交付します。令和5年に農産物販売実績のある方はご申請ください。



支援金 H.P

